

市では、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止することを目的として、「富津市土砂等による災害の発生の防止に関する条例」を制定しています。

今回、市民生活の安全と環境の保全を図るため条例などを改正し、規制や監視体制の強化を図ります。



#### ◎改正の概要

- ・規制対象とする面積が変更になります。

従来、市は500平方メートル以上、3,000平方メートル未満の埋立てなどを規制対象としていましたが、条例の改正に伴い、500平方メートル以上全ての埋立てなどが対象となります。

- ・事前協議手続きが導入されます。

500平方メートル以上の埋立てなどを実施する場合、許可申請の手続きに先立ち、事前協議が必要となることを条例で規定しました。

- ・住民説明会が必要になります。

建設発生土などを用いた埋立てなどを実施する場合、埋立てを実施する地域などで、住民説明会を実施する必要があります。

- ・近隣住民などの承諾が追加されます。

土地の所有者やその土地に係る権利者（地上権、永小作権、質権、貸借権または抵当権）に対し事業説明をし、同意を得なければならないことに加え、事業区域に隣接する土地所有者の承諾が必要になります。また、建設発生土などを用いた埋立てなどを実施する場合、事業区域から 300 メートル以内に居住する世帯の 10 分の 8 以上の世帯の承諾が必要になります。

- ・土砂等の安全基準が強化されます。

安全基準のうち、土壌の基準に水素イオン濃度の項目を追加します。また、新たに水質の基準を設けました。

- ・申請手数料が必要になります。

- ・許可申請

特定事業区域の面積が 500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の申請に係る申請手数料 1 件につき 20,000 円

特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上の申請に係る申請手数料 1 件につき 48,000 円

- ・変更許可申請

変更後の特定事業区域の面積が 500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の申請に係る申請手数料 1 件につき 10,000 円

変更後の特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上の申請に係る申請手数料 1 件につき 28,000 円

譲受けに係る申請手数料 1 件につき 20,000 円

#### (6)措置違反者などを公表します。

措置命令などに違反した者の氏名、住所、違反の事実などを公表します。

(7)環境監視指導員を配置しました。

平成 23 年 4 月から環境監視指導員を配置し、情報の収集を行い、県や関係機関などと連携し、不適切な埋立ての監視体制を強化しました。

**施行期日**

平成 23 年 10 月 1 日から施行します。

※事前協議等の準備行為は 6 月 1 日から適用になります。